平成２２年（フ）第１４５号
滋賀県愛知郡愛荘町目加田2860番地
債務者　雨森　靖代
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第３９０号
兵庫県加古郡播磨町北野添２丁目６番72―606号、従前の住所兵庫県加古郡播磨町西野添１丁目４番２号　シーライト103号
債務者　ＡＭＢＡ　ＤＩＡＮＡ　ＪＡＮＥ
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１１６号
兵庫県加古郡播磨町本荘２丁目５番12号
債務者　中田　春代
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９７号
鳥取県米子市河崎3309番地34
債務者　外谷　博史
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１０６号
鳥取県米子市西福原８丁目10番17号
債務者　橋井　智子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第８２４号
広島市東区温品３丁目14番２号
債務者　末森　飛鳥（旧姓引頭）
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８４３号
広島県廿日市市宮島口西３丁目４番１号
債務者　弁当のとくひろこと　徳弘　利明
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８４４号
広島県廿日市市宮島口西３丁目４番１号
債務者　徳弘　一美
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９０２号
広島県安芸郡府中町浜田本町２番25号
債務者　正嶋　高弘
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７５号
山口県下関市川中豊町７丁目７番７―203号市営豊住宅
債務者　内田　奈美
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
山口県下関市川中豊町４丁目１番Ｉ―204号県営住宅
債務者　牛島　義規
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第６２８号
高知市一宮東町２丁目28番12号、申立時住所高知市重倉1598番地14
債務者　山崎　光子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６１号
高知県香南市野市町西佐古547番地２
債務者　山崎　豊則
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３７２号
高知市万々483番地
債務者　黒岩　千恵
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３８２号
高知県高岡郡日高村岩目地745番地５
債務者　尾﨑　　薫
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３８６号
高知市針木北１丁目１番８号　ヒジリハイツ１Ｃ
債務者　垣本　照子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３８９号
高知県土佐市高岡町乙333番地１　エクセルコート103
債務者　山﨑ひふみ
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
高知地方裁判所破産係